

# 決算委員会

## 委員一覧 (30名)

委員長	山本 順三 (自民)	大久保 潔重 (民主)	野村 哲郎 (自民)
理事	大島 九州男 (民主)	大野 元裕 (民主)	藤川 政人 (自民)
理事	田城 郁 (民主)	斎藤 嘉隆 (民主)	丸川 珠代 (自民)
理事	舟山 康江 (民主)	榛葉 賀津也 (民主)	森 まさこ (自民)
理事	小泉 昭男 (自民)	外山 齋 (民主)	若林 健太 (自民)
理事	中川 雅治 (自民)	西村 まさみ (民主)	横山 信一 (公明)
理事	加藤 修一 (公明)	米長 晴信 (民主)	柴田 巧 (みん)
	有田 芳生 (民主)	青木 一彦 (自民)	井上 哲士 (共産)
	石橋 通宏 (民主)	熊谷 大 (自民)	荒井 広幸 (日改)
	梅村 聡 (民主)	二之湯 智 (自民)	又市 征治 (社民)

(23. 11. 10 現在)

## (1) 審議概観

第179回国会における本委員会付託案件は、平成二十一年度決算外2件(第176回国会提出)、平成二十一年度予備費関係4件(いずれも第177回国会提出・衆議院送付)及び本院議員提出法律案2件(いずれも第177回国会提出・本院継続審査)である。

審査の結果、平成二十一年度決算外2件のうち、平成二十一年度決算及び平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書については是認すべきものでないとし、平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書については是認すべきものとした。また、平成二十一年度予備費関係4件については、いずれも承諾を与えるべきものとした。

そして、本院議員提出法律案2件はいずれも審査継続とした。

### 〔平成二十一年度決算の審査〕

平成二十一年度決算外2件は、第176回国会の平成22年11月19日に提出され、第177回国会に本委員会に付託された後、審査を継続していた。今国会においては、23

年12月7日、野田内閣総理大臣以下各大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。

質疑を終局した後、まず、委員長より平成二十一年度決算についての6項目からなる内閣に対する警告案及び7項目からなる平成21年度決算審査措置要求決議案が示された。

続いて討論に入り、自由民主党・無所属の会より、平成二十一年度決算外2件は是認することに反対、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。次に、民主党・新緑風会より、平成二十一年度決算外2件は是認することに賛成、内閣に対する警告案及び措置要求決議案に賛成する旨の意見が述べられた。次に、公明党より、平成二十一年度決算外2件は是認することに反対、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。次に、みんなの党より、平成二十一年度決算外2件は是認することに反対、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。次に、

日本共産党より、平成二十一年度決算、平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書の2件は是認することに反対、平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書は是認することに賛成、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。次に、たちあがれ日本・新党改革より、平成二十一年度決算外2件は是認することに反対、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。次に、社会民主党・護憲連合より、平成二十一年度決算は是認することに反対、平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書は是認することに賛成、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。

討論を終局し、採決の結果、平成二十一年度決算は賛成少数により是認すべきものでないとし、内閣に対する警告案は全会一致をもって委員長提案のとおり警告すべきものと議決した。したがって、本会議で議決すべき議決案は、「一、本件決算は、これを是認しない。二、内閣に対し、次のとおり警告する。(以下6項目<略>)」となった。内閣に対し警告する事項は、①平成21年度決算検査報告における過去最悪の指摘金額等、②福島第一原子力発電所の事故により露呈した安全対策の不備等、③中央防災無線網整備事業に対する会計検査における検査の妨害、④高速増殖原型炉もんじゅにおけるトラブルの続発と通報の遅れ、⑤バイオマスの利活用に関する政策の非効率な実施状況、⑥原子力発電に係るシンポジウム等における不適切な関与、である。

次に、平成21年度決算審査措置要求決議案は全会一致をもって本委員会の決議

とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①国家公務員に対する天下り規制に係る実効性の確保、②国家公務員の研修施設等の見直し、③PFI手法による事業委託における経費の実績払い、④緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)による情報開示の迅速化等、⑤都道府県所管の公益法人に造成させた基金の有効活用等、⑥社会資本の長寿命化・老朽化対策等の促進、⑦ダム建設事業における費用対効果分析の適正化及び透明性の確保、である。

次に、平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書は賛成少数により是認すべきものでないとして決定し、平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

また、同日、平成二十一年度決算外2件の審査を受けて、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し会計検査を要請した。要請した項目は、①公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等、②公共建築物における耐震化対策等の状況、③独立行政法人における不要財産の認定等の状況、④年金積立金の管理運用に係る契約の状況等、の4項目である。

#### 〔平成二十一年度予備費関係4件の審査〕

平成二十一年度予備費関係4件のうち、平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)、平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)の3件については、第174回国会の平成22年3月19日に、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増

額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）については、5月18日にそれぞれ提出され、これら4件は23年12月1日に衆議院から送付され、同日、本委員会に付託された。そして12月7日、4件を一括して安住財務大臣から説明を聴取した後、平成二十一年度決算外2件と一括して質疑を行った。

同日、質疑を終局し、討論に入ったところ、民主党・新緑風会より、平成二十一年度予備費関係4件について、いずれも承諾に賛成する旨の意見が述べられた。次に、公明党より、平成二十一年度予備費関係4件について、いずれも承諾に賛成する旨の意見が述べられた。次に、みんなの党より、平成二十一年度予備費関係4件について、いずれも承諾に賛成する旨の意見が述べられた。次に、日本共産党より、平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）の2件は承諾に反対、平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）の2件は承諾に賛成する旨の意見が述べられた。次に、

たちあがれ日本・新党改革より、平成二十一年度予備費関係4件について、いずれも承諾に賛成する旨の意見が述べられた。次に、社会民主党・護憲連合より、平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）の2件は承諾に反対、平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）の2件は承諾に賛成する旨の意見が述べられた。

討論を終わり、採決の結果、平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）の2件は多数をもって、平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）の2件は全会一致をもって、それぞれ承諾を与えるべきものと議決した。

## （2）委員会経過

### ○平成23年11月10日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。

### ○平成23年12月7日（水）（第2回）

#### ― 締めくり総括質疑 ―

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第174回国会提出）（衆議院送付）

平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第174回国会提出）（衆議院送付）

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一

項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第174回国会提出）（衆議院送付）

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第174回国会提出）（衆議院送付）

以上4件について安住財務大臣から説明を聴いた。

○平成二十一年度決算外2件及び予備費関係4件について野田内閣総理大臣、前田国土交通大臣、川端総務大臣、枝野国務大臣、中川文部科学大臣、安住財務大臣、一川防衛大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、小宮山厚生労働大臣、藤田財務副大臣、重松会計検査院長、衆議院事務局当局及び参議院事務局当局に対し質疑を行い、討論の後、

平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第174回国会提出）（衆議院送付）

平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第174回国会提出）（衆議院送付）

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第174回国会提出）（衆議院送付）

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第174回国会提出）（衆議院送付）

以上4件をいずれも承諾を与えるべきものと議決し、

平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書を議決し、平成21年度決算審査措置要求決議を行い、

平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書を是認すべきものでないと議決し、

平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書を是認すべきものと議決した後、

安住財務大臣、川端総務大臣、中川文部科学大臣、鹿野農林水産大臣、枝野経済産業大臣、前田国土交通大臣、藤村内閣官房長官、蓮舫国務大臣及び平野内閣府特命担当大臣から発言があった。

〔質疑者〕

山本順三君（委員長質疑）、松野信夫君（民主）、中川雅治君（自民）、※片山さつき君（自民）、加藤修一君（公明）、柴田巧君（みんな）、山下芳生君（共産）、荒井広幸君（日改）、又市征治君（社民）

※関連質疑（平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1））

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、日改  
反対会派 共産、社民

（平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1））

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、日改、社民

反対会派 なし

（平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1））

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、日改  
反対会派 共産、社民

（平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2））

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、日改、社民

反対会派 なし

（平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書）

賛成会派 民主

反対会派 自民、公明、みんな、共産、日改、社民

（内閣に対する警告）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、日改、社民

反対会派 なし

（平成21年度決算審査措置要求決議）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、  
日改、社民

反対会派 なし

(平成二十一年度国有財産増減及び現在額総  
計算書)

賛成会派 民主、社民

反対会派 自民、公明、みん、共産、日改

(平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計  
計算書)

賛成会派 民主、共産、社民

反対会派 自民、公明、みん、日改

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

○平成23年12月9日(金) (第3回)

- 会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案 (第177回国会参第7号)

国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案 (第177回国会参第8号)

以上両案の継続審査要求書を提出することを決定した。

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 委員会決議

#### — 平成21年度決算審査措置要求決議 —

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

##### 1 国家公務員に対する天下り規制に係る実効性の確保について

国家公務員の再就職に関しては、同一府省退職者が3代以上連続して務めている役員ポストが、平成22年4月1日時点で独立行政法人及び公益法人等において1,594に上っていたこと、国が補助金や事業発注等により20年度に総額7兆1,712億円を支出した法人に対し、19年1月から21年12月にかけて延べ1,734人が再就職していたことなどが、総務省の調査により判明している。また、22年6月に省庁等による再就職あっせんが禁止されてからも、受入先法人からの要請や個々の各府省退職者による紹介等を通じ、依然として、天下りに近い再就職が行われている。

政府は、再就職受入れの見返りに随意契約等を通じて便宜が図られるなど行政コスト高止まりの原因と指摘されてきた天下りの弊害を一掃するため、国家公務員の再就職について厳正に対処するとともに、国民の疑念を招くことのないよう、実効ある監視体制を構築すべきである。

##### 2 国家公務員の研修施設等の見直しについて

本委員会は、平成17年6月、公務員の研修施設に関して行政改革の観点から全ての施設を総点検するとともに、国家公務員の研修の在り方についても抜本的な見直しを求める措置要求決議を行い、その改善を促したところである。

しかし、総務省の調査結果によると、各府省が保有している41研修所121施設のうち、稼働率が低いなどにより廃止・縮小等が必要なものが19研修所34施設、国有財産台帳価格で400億円に上ることや、業務と直接関係のない研修を実施していたり、宿泊施設の運営管理を長年にわたり所管公益法人に随意契約で委託していたりするものがあったこと、また、全ての研修施設について稼働状況を含めた運営実態を統一的に把握・分析している府省はなかったことなど、多くの不適切な事態が明らかになった。

政府は、本委員会の措置要求決議にもかかわらず、改善に向けて真摯な努力を怠っていたことを深く反省すべきである。また、総務省の指摘については改善措置が講じられているものもあるが、

各府省においては、一層のコスト縮減の観点から、研修施設の廃止・縮小、同一府省内における共同利用の推進、運営管理に係る調達の適正化等に真摯に取り組むとともに、効率的な研修の実現に向けて、研修の必要性や実施方法等を不断に見直すべきである。

### 3 PFI手法による事業委託における経費の実績払いについて

法務省は、民間資金等を活用して行うPFI手法により、全国4か所の社会復帰促進センターにおける給食業務等の運営事業等を民間事業者に実施させている。平成21年度決算検査報告では、実際の収容人員が事業費算定の基礎となっている予定収容人員を下回っているにもかかわらず、食材費を減額することなく事業費を支払っていた事態が明らかになり、過大に支払われた額は、19年度から21年度までの間に5億3,180万円に上ると指摘されている。

政府は、PFI手法を活用した事業委託に関し、予算の効率的使用の観点から、全府省等において、実績に照らして経費を過大に支払っていないか既存の契約を点検するとともに、契約締結に当たっては、実績に応じた精算払とするなどにより、経費節減のための所要の措置を講ずべきである。

### 4 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）による情報開示の迅速化等について

文部科学省は、昭和60年度からSPEEDIの開発・運用を行っており、平成21年度までの費用総額は116億円に上る。SPEEDIは、緊急時において、放射性物質の大気中濃度や被ばく線量等を予測し、周辺住民の避難行動の参考等として活用すべきであったにもかかわらず、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に係る放出源情報の逆推定による試算が公表されたのは事故発生から12日後の3月23日、単位放出源情報に基づく試算が公表されたのは4月26日、その他の仮定に基づく全ての試算が公表されたのは5月3日になってからであった。

政府は、今般の事故を教訓として、放出源情報を確実に得るための万全なモニタリング体制の整備、SPEEDI端末の設置地域の広域化など、所要の措置を講じるとともに、SPEEDIの予測情報を含め国民の生命・財産等にかかわる情報は迅速に開示すべきである。

### 5 都道府県所管の公益法人に造成させた基金の有効活用等について

経済産業省は、地域の開発計画を推進するなどのため、都道府県等に補助金を交付して、都道府県所管の公益法人に技術振興基金、債務保証基金、地域産業活性化基金、情報化基盤整備基金等を造成させている。平成21年度決算検査報告においては、27道府県所管の法人が保有する92基金のうち、基金による事業を実施していないものが20基金あるほか、基金による事業を継続しているものの、近年は事業実績が全くないものが15基金、基金の運用益を他の会計に繰り入れるなどしていたものが42基金あるなど、73基金で国庫補助金108億5,315万円が有効に活用されておらず、不適切であると指摘されている。

政府は、補助金により都道府県所管の公益法人に造成させた基金に関し、事業継続の必要性に乏しいものはないか、基金規模が過大なものはないか、全府省において点検するとともに、これにより不要となる基金に係る補助金相当額を国庫に返納させるなどの措置を講ずべきである。

### 6 社会資本の長寿命化・老朽化対策等の促進について

国土交通省が所管する道路、港湾等の社会資本について、維持管理・更新費の将来的な増大が見込まれており、今後、社会資本に対する投資総額が平成22年度の水準で推移し、従来どおりの維持管理・更新を行った場合において、23年度から72年度までの50年間で必要となる更新費は190兆円と推計されている。この費用を縮減するため、予防保全の観点からの社会資本の長寿命化・老朽化対策が喫緊の課題となっているが、21年度末における進捗率は、道路橋が約54%、下水道施設が約8%、河川施設が約31%、港湾施設が約58%といまだ十分とはいえない水準にとどまっている。

政府は、国直轄の社会資本についてはもとより、地方公共団体等が管轄する社会資本についても資金、技術、人材等の支援を行うなどして、長寿命化・老朽化対策を早急かつ効率的に行い、社会

資本の維持管理・更新費の縮減に努めるべきである。さらに、東日本大震災により社会資本に甚大な被害が生じたことを踏まえ、耐震化対策についても、これと併せて効率的に推進すべきである。

#### 7 ダム建設事業における費用対効果分析の適正化及び透明性の確保について

国土交通省及び独立行政法人水資源機構は、事業主体となるダム建設事業の再評価に際し、今後の事業方針の決定に資するため、同省が定めるマニュアル等に沿って費用対効果分析を行っているが、ダムの不特定容量便益について算定及び計上方法が確立されていなかったり、ダムがない場合の想定被害額が過去の洪水被害額に照らして過大となっていたりするなど、費用及び便益の算定が適切に行われていない事態が見受けられた。

政府は、ダム建設事業に対して多額の予算が投じられていることに鑑み、マニュアル等を絶えず見直すことにより、費用及び便益の算定方法等の明確化や合理化に努めるとともに、算定方法や分析結果に係る情報開示を徹底するなどして、費用対効果分析のより一層の適正化及び透明性の確保を図るべきである。